

最低賃金の改定について <労働手帳 P24>

神奈川県(地域別) 時間額 **1,112 円**

[発効日] 令和 5 年 10 月 1 日

※特定(産業別)最低賃金も時間額 1,112 円が適用されます。

参考：近隣都県の最低賃金改定（地域別）

東京都	静岡県	山梨県	埼玉県	千葉県
1,113円	984円	938円	1,028円	1,026円

発効日…上記 5 都県は全て10/1。
※特定(産業別)最低賃金は都県により異なります。